

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 認定歯科技工士制度規則

第1章 総 則

- 第1条 本制度は、歯科技工士の歯科補綴をはじめとする顎咬合学分野に関する専門知識および技能をもって、国民の顎口腔系の健全な維持・増進により積極的な貢献を図ることを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するために、特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下「学会」という）は日本顎咬合学会認定歯科技工士制度（以下「認定歯科技工士制度」という）を実施に必要な事業を行う。

第2章 認定資格

- 第3条 認定歯科技工士制度において、次の2種の資格をもうける
1. 認定歯科技工士
 2. 指導歯科技工士

第3章 認定歯科技工士の申請

- 第4条 認定歯科技工士の資格を申請する者は、次の条件をすべて満たし、認定審議会の審議を経て常任理事会で承認されることが必要である。
- (1) 歯科技工士の免許証を有し、当学会に継続して満3年以上の会員歴があること。
 - (2) 4年以上の臨床経験があること。
 - (3) 当学会の学術大会に参加経験があること。
 - (4) 支部長、咬み合わせ指導医、指導歯科技工士の3名の推薦があること。
 - (5) 認定歯科技工士検定試験時の事前講義（咬合分野）を受講後、認定歯科技工士検定試験を受験し、合格すること。

上記の認定歯科技工士申請手続きは細則に定める。

第4章 指導歯科技工士の申請

- 第5条 指導歯科技工士の資格を申請する者は、(1), (2), (3), (4), (5)または(3), (4), (5)を満たし、認定審議会の審議を経て常任理事会で承認されることが必要である。
- (1) 認定歯科技工士の資格を有すること。
 - (2) 当学会に継続して満6年以上の会員歴があること。
 - (3) 顎咬合学およびこれに関連する領域の歯科臨床に満6年以上従事し、深い知識と経験を有する者であること。
 - (4) 支部長、咬み合わせ指導医、指導歯科技

工士の3名の推薦があること。

- (5) 上記の(1)ないし(3)の各号と同等以上の経験があり、または認定歯科技工士の育成、学会の運営、活動に貢献したと認められた者であること。
2. 上記の指導歯科技工士申請の手続きは細則に定める。

第5章 認定歯科技工士および指導歯科技工士の登録

- 第6条 認定審議会の審議を経て、常任理事会において認定歯科技工士または指導歯科技工士として承認された者は、原則一ヶ月以内に別に細則で定める登録申請書類に登録料を添えた登録申請の完了後に認定証の交付を受けることができる。

第6章 認定資格の更新

- 第7条 認定歯科技工士および指導歯科技工士の認定期間はいずれも5年間とし、引き続き認定を希望するものは、5年毎に資格の更新手続を行わなければならない。
- 第8条 認定歯科技工士および指導歯科技工士の認定資格の更新にあたっては、認定期間の5年間に、それぞれ細則に定める更新単位を取得しなければならない。ただし、高齢会員の更新については細則において例外を定める。

第7章 資格の喪失

- 第9条 認定歯科技工士および指導歯科技工士は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定審議会の審議を経てその資格を失う。
- (1) 学会会員の資格を喪失したとき。
 - (2) 歯科技工士資格を喪失したとき。
 - (3) 本人が、資格の辞退を申し出たとき。
 - (4) 更新単位に未達を生じたとき。
 - (5) 資格更新の手続きを行わなかったとき。
 - (6) 認定審議会が、資格を不適当と認めたとき。

- 第10条 認定歯科技工士または指導歯科技工士の資格を喪失した場合であっても、喪失の事由が消滅したと認定審議会の審議を経て常任理事会が承認したときには、再びその認定を申請できるものとする。

- 第11条 第7条の定める期間は、病気療養や海外留学等やむを得ない事情が発生した場合、認定期間に内にその理由を証明できる書類を添え、認定期間

の延長を申請した者は認定審議会を経て、常任理事会で審議し承認する。

第8章 認定審議会

第12条 認定制度を実施し運営するため、認定審議会を設置する。

2. 認定審議会は次の事項につき審議、決定、実行する。

- (1) 認定制度に関する規則・細則について検討を行い、常任理事会へ付議または報告を行う。
- (2) 認定歯科技工士、指導歯科技工士および認定研修機関の資格の適否を審議する。
- (3) 認定教育研修の基本方針を決定する。
- (4) その他必要な事項を審議する。

第13条 認定審議会に認定審議会委員を置き、咬み合せ指導医、指導歯科技工士、指導歯科衛生士として認定された者の中から、常任理事会で選出する。

2. 認定審議会委員の任期は4カ年とする。ただし、再任を妨げない。

3. 認定審議会は認定審議会委員の互選により、認定審議会委員長および副委員長を置く。

第9章 認定審議運営委員会

第14条 認定審議会を補佐するために、認定審議運営委員会を設置する。

2. 認定審議運営委員会は、主として次の事項につき審議、決定、実行する。

- (1) 検定試験の実施に際し、必要な事項を検討し実行する。
- (2) 認定教育研修を実施する。
- (3) 認定審議会へ付議または報告を行う。

第15条 認定審議会は認定審議運営委員会委員長を選出する。

2. 認定審議運営委員長は、咬み合せ認定医、認定歯科技工士、認定歯科衛生士、咬み合せ指導医、指導歯科技工士、指導歯科衛生士として認定された者の中から認定審議運営委員を選出する。

3. 認定審議運営委員の任期は2カ年とする。但し、再任を妨げない。

第10章 歯科技工士部会

第16条 歯科技工士部会は次の業務を行う。

- (1) 認定審議会、認定審議運営委員会に対し、歯科技工士に関する情報全般の助言を行う。
- (2) 認定歯科技工士、指導歯科技工士申請者の審査及び認定に関する事項
- (3) 研修施設と教育項目の審査及び認定に関する事項
- (4) 認定歯科技工士、指導歯科技工士の更新に関する事項
- (5) 資格喪失に関する事項
- (6) その他認定歯科技工士制度運営に関する事項

第11章 補 則

第17条 認定審議会より付議され常任理事会で承認された事項に異議のある者は、認定審議会に異議の申し立てをすることができる。

第18条 本規則の施行に関して必要な細則および規定は別にこれを定める。

第19条 本規則の改廃については認定審議会の審議を経て、理事会の承認を必要とする。

第20条 本規則の改訂事項は学会誌への掲載などの方法をもって会員に通知する。

附 則 この規則は平成25年11月1日から施行する。
但し、制度規則第3章第4条(1)、第4章第5条(2)については平成29年6月30日までを暫定期間とし会員歴の年数を問わないものとする。

附 則 本細則は一部改正し、令和元年6月21日から施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 認定歯科技工士制度施行細則

第1章 総 則

第1条 本施行細則（以下「細則」という）は、特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下「学会」という）の認定歯科技工士制度規則（以下「規則」という）に基づき、認定歯科技工士制度の運営および実施に関する細目を定めるものである。

第2章 認定資格申請の条件

第2条 認定歯科技工士の資格を得ようとする者は、規則第4条に規定する(1)から(5)の下記の要件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 会員歴3年以上
- (2) 臨床経歴4年以上
- (3) 学術大会に1回以上参加していること。
- (4) 支部長、咬み合わせ指導医、指導歯科技工士の3名の推薦があること。
- (5) 認定事前研修受講後、認定試験合格者

第3章 指導資格申請の条件

第3条 規則第5条に規定された指導歯科技工士の申請には次の(1)から(6)のすべて、または規則第5条の(3), (4), (5)のすべてを満たさなければならない。

- (1) 会員歴6年以上
- (2) 学術集会への出席
 - a. 学会の年次大会 3回以上
 - b. 支部学術大会 2回以上
- (3) 学術発表
 - a. 機関誌、または本学会が認める学術刊行物（商業誌等も含む）に筆頭著者として2編以上掲載されていること。
 - b. 学会の年次大会に発表者として1回以上
 - c. 業績目録
 - d. 認定歯科技工士の育成、学会の運営、活動に貢献したと認められた者であること。
- (4) 臨床歴6年以上
- (5) 支部長、咬み合わせ指導医、指導歯科技工士の3名の推薦があること。
- (6) 認定歯科技工士として登録されていること。

第4章 認定歯科技工士の申請

第4条 規則第4条、細則第2条に規定する要件をすべて満たし、認定歯科技工士の資格を申請する者

は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて、認定審議会に提出する。

- (1) 認定申請書（様式1号）
- (2) 履歴書（様式2号）
- (3) 歯科技工士免許証の写し
- (4) 学会会員歴証明書（様式3号）
- (5) 支部長、咬み合わせ指導医、指導歯科技工士の3名の推薦があること。

第5章 指導歯科技工士の申請

第5条 規則第5条、細則第4条を満たし、指導歯科技工士の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて、認定審議会に提出する。

- (1) 認定申請書（様式1号）
- (2) 履歴書（様式2号）
- (3) 学会会員歴証明書（様式3号）
- (4) 業績目録
- (5) 支部長、咬み合わせ指導医、指導歯科技工士の3名の推薦があること。

第6章 認定資格更新の条件

第6条 認定資格の更新にあたっては、認定期間の5年以内に次の項目で所定の単位以上を取得することを条件とする。

- 1. 認定歯科技工士 60単位
 - (1) 学会の学術集会への出席
学会の年次大会 20単位
支部学術大会 10単位
 - (2) 認定歯科技工士認定教育研修会への出席
10単位
 - (3) 学術大会発表（支部大会を含む）
筆頭発表者 30単位
第2, 第3発表者 10単位
 - (4) 機関誌への投稿
筆頭著者 30単位
第2, 第3著者 10単位
 - (5) その他認定審議会に承認されたもの
- 2. 指導歯科技工士 100単位
 - 指導歯科技工士については、上記で定める認定歯科技工士の単位に加え、次の項目も更新単位とできる。
 - (1) 学術大会、シンポジウム演者 30単位
 - (2) 学術大会座長（支部大会を含む）
座長10単位

- (3) 認定歯科技工士教育研修会での講演
30単位
- (4) 認定歯科技工士の育成、および学会への貢献（業績目録）

第7条 認定資格の更新をしようとする者は、認定更新申請書（様式8号）、履歴書（様式2号）を認定審議会に提出し更新手数料を納入しなければならない。ただし、指導歯科技工士で認定歯科技工士資格取得後15年経過し、かつ70歳以上の者は、認定審議会の審議を経て、以後の更新手続きが免除され、終身認定される。

第8条 認定資格の更新の申請は、認定期間の満了日の11ヵ月前から満了日までに行わなければならない。

第9条 認定審議会の審議を経て、常任理事会において本学会への貢献が大と認められた者については認定資格を更新することができる。

第10条 更新時に、未納の会費のある者は、未納会費を速やかに完納することが必要である。

第11条 第7条に定める期間は病気療養や海外留学などやむを得ない事情があるときは認定期間に内にその理由を証明できる書類を添え、認定期間の延長を申請した者は認定審議会を経て常任理事会で決定承認する。

第7章 諸費用

第12条 細則第2条から第8条までに定める諸費用は次の各号に定める。

- (1) 認定申請料 10,000円
- (2) 検定試験料 10,000円
- (3) 登録料 10,000円
- (4) 更新手数料 10,000円

第13条 前条に定める既納の諸費用は、いかなる理由があっても返還しない。

第8章 補則

第14条 この制度の実施・運営にあたり、財務は学会会計から分離した特別会計によって処理するものとする。

第15条 この細則の改訂については、認定審議会の審議を経て、常任理事会の承認を得なければならない。

附 則 この細則は平成25年11月1日から施行する。
但し、制度規則第3章第4条(1)、第4章第5条(2)、施行細則第2章第2条(1)、第3条(1)について

ては平成29年6月30日までを暫定期間とし会員歴の年数を問わないものとする。

附 則 本細則は一部改正し、平成31年4月17日から施行する。